

教職員等の働き方改革推進プラン

和歌山県教育委員会
平成30年5月
(令和3年4月一部改正)
(令和6年5月一部改正)

1 目的

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境が、複雑化・多様化するとともに、保護者や地域からの学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、教職員の業務は多忙化している。

教職員のこれまでの働き方を見直し、多忙化を解消することは、こどもと向き合う時間の確保や県民サービスの維持向上につながると同時に、教職員の日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを豊かにする観点からも極めて重要である。

県教育委員会は、第4期教育振興基本計画においても、「教職員の勤務環境の改善」を掲げ、学校における働き方改革の実効性の向上と教職員等が担う業務の適正化をより一層推進していく。

2 現状と課題

県教育委員会では、これまで、勤務時間を意識した働き方、校務の削減や効率化・合理化等により、教職員等の長時間労働の解消に取り組んできた。

しかしながら、令和4年度の「教員の勤務時間実態把握調査」によると学内総勤務時間が週60時間以上の教員が、県立学校においては11.4%、小学校においては6.0%、中学校においては7.2%となっており、依然として長時間勤務の教員が多いという実態がある。

こうした状況を踏まえ、教職員が心身ともに健康でやりがいを持ち、児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、勤務環境や体制の整備を進めるとともに、教職員一人ひとりが、勤務時間を意識した働き方を確立することがこれまで以上に重要である。

県教育委員会は、学校・教職員の勤務環境の改善など、市町村教育委員会と一体となって「働き方改革」をさらに進めていく必要がある。

3 具体的な取組

(1) 勤務時間管理の徹底

① 令和5年度の取組

- ・各学校において、校務支援システム、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で教職員の出退勤時刻を把握するとともに、超過勤務時間の多い教職員に対しては、適切な指導を行った。
- ・県教育委員会は、超過勤務時間が1月につき45時間を超えた教職員が多い県立学校の管理職を指導するとともに、市町村教育委員会に助言を行った。
- ・勤務時間外や週休日に業務を命ずる必要がある場合は、勤務時間の割

り振り変更や週休日の振替を適切に行うよう指導した。

- ・県立学校においては、月別の平均超過勤務時間及び超過勤務時間が、45時間を超える教職員の割合を県教育委員会のホームページで公表した。

②令和6年度の取組

- ・県教育委員会は、勤務時間の正確な把握が働き方改革の出発点であることを踏まえ、在校等時間の客観的計測が確実にできるよう、県立学校長及び市町村教育委員会に必要な指導・助言を行う。
- ・超過勤務時間が45時間を超えた教職員が多い学校については、該当職員毎に、その原因や改善策について検証し、学校全体の業務量の平準化と校務効率化が図れるよう、県立学校長及び市町村教育委員会に必要な指導・助言を行う。

(2) 勤務時間を意識した働き方の確立

①令和5年度の取組

- ・「校務の効率化に向けた点検シート」を活用し、各学校の3か月、6か月、1年の取組状況について確認し、集計状況を周知するとともに、改善を図るために必要な指導・助言を行った。
- ・各学校において、「和歌山県運動部活動指針」及び「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づき、適切な休養日や活動時間を設定するよう周知徹底を図った。
- ・管理職を対象とした研修や、ミドルリーダー層を対象とする研修等、多様な機会において、教職員が勤務時間を意識した働き方ができるような内容の研修を実施した。
- ・「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」に基づき、教職員の健康と福祉に配慮した適切な勤務時間管理及び休憩時間の適切な確保について必要な指導・助言を行った。
- ・1月あたりの超過勤務時間が80時間を超えた教職員については、本人の希望に基づき産業医による面接指導を行うよう、県立学校の管理職を指導するとともに、市町村教育委員会に対して助言を行った。

②令和6年度の取組

- ・「校務の効率化に向けた点検シート」を活用し、各学校の3か月、6か月、1年の取組状況について確認し、集計状況を周知するとともに、必要な改善を図るよう、県立学校長及び市町村教育委員会に必要な指導・助言を行う。
- ・管理職を対象とした研修や、ミドルリーダー層を対象とする研修等、多様な機会において、教職員が勤務時間を意識した働き方ができるような内容の研修を実施する。
- ・県立学校において、「超過勤務時間が労働基準法の定める上限を超えた教職員※」については、産業医による面接を受けるよう、学校長から指示する。
(※月100時間を超えた教職員、連続した2か月間から6か月間のいずれかの期間の月平均超過勤務時間が80時間を超えた教職員)
- ・勤務間インターバルの確保について、県立学校長及び市町村教育委員会に必要な指導・助言を行う。

③中期的な取組(3年)

- ・教職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えている場合、学校の業務見直し、必要な環境整備等の取組の改善・徹底を図る。

- ・長期休業中の学校閉庁日について、夏季休業中の日数拡大や、春季・冬季休業中の設定を検討する。
- ・業務改善に向けての取組を人事評価、学校関係者評価、第三者評価にも反映させるよう、さらに検討を進める。

(3) 業務の役割分担の明確化と「チームとしての学校」の実現

① 令和5年度の取組

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員など、専門スタッフや外部人材を積極的に活用することにより、教職員が本来の業務に集中できる体制の拡充を図った。

② 令和6年度の取組

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員など、専門スタッフや外部人材を積極的に活用することにより、教職員が本来の業務に集中できる体制の更なる拡充を図る。

③ 中期的な取組（3年）

- ・学校、教員が担う業務の適正化を一層推進するため、教員が担うべき業務に専念できる環境の充実を図る。
- ・児童生徒を取り巻く問題についての法的アドバイスや、トラブルの解決に向けた学校外からの支援など、学校が教育活動に専念できるような支援体制を構築する。

(4) 校務等の削減や効率化・合理化

① 令和5年度の取組

- ・県教育委員会から学校に対して行っている調査、アンケート等や会議研修会等について、オンライン開催やペーパーレス化を含め、その精選及び簡素化・統合・廃止に取り組んだ。
- ・ICTの積極的な活用や、会議の効率的な運営など、「校務の効率化に向けた取組指針」を踏まえた取組を推進した。
- ・標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している小中学校等に対しては、指導体制に見合った計画となるよう指導・助言を行った。
- ・就学支援金等の業務において、マイナンバー制度を活用し、添付書類の削減を行うとともに、校務の効率化を進めた。
- ・各学校の校務の効率化等を推進するため、全国の先進事例について周知した。
- ・県教育委員会において、業務の精選等を積極的に実施した。

② 令和6年度の取組

- ・県教育委員会から学校に対して行っている調査、アンケート等や会議研修会等について、オンライン開催やペーパーレス化を含め、その精選及び簡素化・統合・廃止に取り組む。
- ・県立高等学校における採点支援システム導入等のICTの積極的な活用や、会議の効率的な運営など、「校務の効率化に向けた取組指針」を踏まえた取組を推進する。
- ・標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している小中学校等に対しては、指導体制に見合った計画となるよう指導・助言を行う。
- ・「校務の効率化に向けた点検シート」を活用し、各学校の3か月、6か月、1年の取組状況について確認し、集計状況を周知するとともに、必要な改善を図るよう、県立学校長及び市町村教育委員会に必要な指

導・助言を行う。【再掲】

- ・学校行事の教育価値を再考するとともに、関連した行事間の統合等を図り、精選・重点化を進める。また、運営方法についても、簡素化や省力化を進めるよう、県立学校長及び市町村教育委員会に必要な指導・助言を行う。

③ 中期的な取組（3年）

- ・学校、教員が担う業務の適正化を一層推進するため、教員が担うべき業務に専念できる環境の充実を図る。【再掲】
- ・学校徴収金の公会計化について、国の動向や全国の状況を注視し、導入を進める市町村教育委員会に助言する。
- ・ICT環境の整備を進めるとともに、さらなる活用を推進する。

（5）学校、家庭、地域等の連携による業務の削減や分業化・協業化

① 令和5年度の取組

- ・地域とともにある学校を目指し、学校、地域とともに学校運営に取り組む「きのくにコミュニティースクール」を推進した。
- ・学校部活動の地域連携・地域移行に向け、推進協議会を設置するとともに、「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定した。

② 令和6年度の取組

- ・「学校運営協議会」において、学校の働き方改革を議題とすること等により教職員の業務の適正化について、保護者や地域住民等の理解を得られる取組を推進するよう、県立学校長及び市町村教育委員会に必要な指導・助言を行う。
- ・県内4市町において、国の部活動の地域移行に向けた実証事業を活用し、学校部活動の地域連携・地域移行を推進する。

③ 中期的な取組（3年）

- ・「学校運営協議会」において、学校の働き方改革を議題とすること等により教職員の業務の適正化について、保護者や地域住民等の理解を得られる取組を推進する。
- ・学校部活動の地域連携・地域移行を推進する。

4 数値目標・評価指標

（1）「校務の効率化に向けた点検シート」の達成目標

- ① 85%以上の学校が達成できた項目数を全項目にする。
- ② 「ノー残業デーの設定」、「会議資料等の簡略化指導」、「退勤が極端に遅い教職員への指導」の項目で達成できた割合を100%にする。

指標	基準値（2023年度）	目標値
85%以上の学校が達成できた項目数	小 13/19 項目中 中 16/21 項目中 高 19/21 項目中 特 19/21 項目中	全項目

ノー残業デーの設定	小 83.2% 中 85.1% 高 97.6% 特 100%	100%
会議資料等の簡略化指導	小 96.0% 中 93.4% 高 97.6% 特 100%	100%
退勤が極端に遅い教職員への指導	小 95.1% 中 95.0% 高 97.6% 特 100%	100%

(2) 部活動の休養日・活動時間の設定

- ① 中学校では、1週間の内、原則土・日のどちらか1日に加え、平日1日の休養日を設定した学校の割合100%を継続させる。
- ② 中学校では、平日2時間程度、休業日は3時間程度の活動時間を設定した学校の割合100%を継続させる。
- ③ 高等学校では、年間活動計画等を作成し、上記①②の中学校の取組を踏まえ、適切に休養日や活動時間を設定した学校の割合を100%にする。

指標	基準値 (2023年度)	目標値
(中学校) 原則として週2日の休養日を設定している学校の割合	100%	100%
(中学校) 原則として平日の活動時間を2時間程度、休業日の活動時間を3時間程度としている学校	100%	100%
(高等学校) 年間活動計画等を作成し、適切に休業日を設定している学校	97.5%	100%
(高等学校) 年間活動計画等を作成し、適切に活動時間を設定している学校	92.5%	100%

(3) 時間外勤務時間

超過勤務時間が1月あたり80時間を超える教職員の割合を0%にする。

指標	基準値 (2023年度)	目標値
県立学校における超過勤務時間が1月あたり80時間を超える教職員の割合	中 10.3% 高 12.2% 特 3.5%	0%

(4) 年次有給休暇

教職員 1 人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を 1 年につき 13 日以上を継続させる。

5 進捗管理等

本プランに掲げる取組については、県教育委員会において進捗状況を管理するとともに、取組状況を県教育委員会のホームページに公表する。

また、学校訪問等を通じて学校の状況を把握するとともに、必要な場合は新たな取組を実施する。